令和５年６月22日
総 務 部 財 務 課

入札制度の改正について

市発注工事における、社会保険等の未加入対策の一環として、工事受注者に対し法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求めることとするのでお知らせします。

記

１　対象工事

令和５年７月１日以降に入札の公告又は入札若しくは見積りの通知を行う建設工事

２　実施方法

⑴　契約締結後14日以内に、現場管理費及び法定福利費を明示した請負代金内訳書を工事発注課へ提出してください。

⑵　請負代金内訳書の様式は任意ですが、現場管理費及び法定福利費（工事に従事する現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の事業者負担額）を必ず記載してください。

なお、見積明細書に法定福利費の内訳を追記する等の対応も可能とします。

３　その他

⑴　請負代金内訳書による法定福利費の金額が、市が算出した額に比べて著しく低い場合、金額の妥当性について確認を行います。

⑵　国土交通省において、法定福利費の明示に関し必要な情報が明記されていますので、これらを参考の上、適切な方法で算出してください。

・資　料１　法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順
・資　料２　法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）
・参考例１　請負代金内訳書（営繕工事以外）
・参考例２　請負代金内訳書（営繕工事）